

令和８年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	高齢者就労支援事業補助員
採用予定人数	1人
職務内容	・事業所訪問による高齢者就労の啓発及び高齢者向け求人開拓 ・窓口来訪者への情報提供及び電話対応 ・セミナーの準備・計画・実施に係る事務 ・事務作業（資料印刷、窓口・営業データの入力及び管理等）
勤務地	健康政策課（R e：スタート５５＋） （柏市柏１丁目７番１―３０１号（パレット柏）） ※ 健康政策課の執務室はウェルネス柏（柏市柏下６５番地１）にありますが、高齢者就労支援事業補助員の勤務地は、パレット柏に設置されているR e：スタート５５＋の窓口になります。

2 任期

令和８年１１月１日から令和９年３月３１日まで（５か月間）

※１ 任用（採用）開始日から１月（１月の勤務日が１５日に満たない場合、１５日に達する日まで）を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、正式採用されません。

※２ 地方公務員法第２２条の２の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：１，３２０円

※ 要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給

※ 報酬単価の支給割合は、人事院勧告がなされた場合、任期中であっても変更の可能性あり

(2) 勤務時間

ア 勤務時間 １日当たり５時間（時間外勤務：有）
（午前１０時から午後４時まで、休憩時間：６０分）

イ 勤務日 １週間当たり３日。月曜日から金曜日までのうち、勤務表で定める日
休日にセミナー等を実施する場合は、ウにかかわらず、勤務日とする。

ウ 休日 日曜日・土曜日・祝日・年末年始

(3) 休暇

要件に該当する場合、特別休暇（忌引等）を付与する。

(4) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(5) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 無

イ 雇用保険の適用 無

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

地方公務員法第１６条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑又は禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

- イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	令和8年9月17日、9月18日	詳細は、受験申込者に別途通知する。
試験場所	柏市役所	
試験種目・試験内容	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

- (1) 提出書類
柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書
- (2) 申込受付期間
令和8年8月24日（月）から令和8年9月11日（金）まで
（郵送可・期限内必着）
- (3) 申込先
柏市健康医療部健康政策課（〒277-0004 柏市柏下65番地1（ウェルネス柏3階））

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知
令和8年9月下旬に決定し、選考受験者に通知する。
- (2) 採用時期及び採用する職
合格者は、令和8年11月1日付けで採用する。
- (3) 採用（合格）の取消し
4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。